

特定非営利活動法人 いしのまき環境ネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人いしのまき環境ネットという。

(目的)

第2条

石巻圏域の環境に関わる啓蒙教育と実践活動を通し、より良い自然環境を未来へと引き継ぐために、持続可能な循環型社会形成に資することを目的とする。

第2章 事務所

(事務所)

第3条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

第3章 活動の種類と事業

(活動の種類)

第4条 この法人は、第2条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- 1 社会教育の推進を図る事業
- 2 まちづくりの推進を図る活動
- 3 環境の保全を図る活動
- 4 こどもの健全育成を図る活動
- 5 科学技術の振興を図る事業
- 6 経済活動の活性化を図る事業

(事業)

第5条 この法人は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 こころの森・元気の海プロジェクト
- 2 EM環境浄化事業
- 3 地域資源の利用と新エネルギー開発事業
- 4 広報活動
- 5 その他地域の環境改善につながる事業開発、研究

第4章 会員及び賛助会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。

(入退会)

第7条 この法人に入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限りその入会を認めなければならない。代表理事は、入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

2 この法人を退会しようとするものは、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- 1 第7条第2項による退会届の提出があったとき
- 2 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、または当該団体が消滅したとき
- 3 2年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事会が認めるとき
- 4 第10条により除名されたとき

(除名)

第10条 会員が、この定款に違反したとき又はこの法人の名誉を傷つけたとき又は、この法人の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決を経て、代表理事はこれを除名することができる。この場合に、代表理事は、当該社員又は会員に弁明の機会を与える。

(入会金、会費及び拠出金品の不返還)

第11条 既に納入された入会金、会費及びその他の金品は、返還しない。

第5章 役員・顧問及び職員

(役員の種類及び選任)

第12条 この法人に、以下の役員をおく。

- | | | |
|-----|-------|------------------------------------|
| (1) | 代表理事 | 1名 |
| (2) | 副代表理事 | 1名以上2名以内 |
| (3) | 専任幹事 | 1名 |
| (4) | 事務局長 | 1名 |
| (5) | 理事 | 5名以上20名以内(代表理事、副代表理事、専任幹事、事務局長を含む) |
| (6) | 監事 | 2名以上3名以内 |
| (7) | 顧問 | 必要に応じて |

- 代表理事、副代表理事、専任幹事、事務局長、理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。
- 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第13条 代表理事は法人を代表し、業務を総理する。

- 副代表理事は、代表理事を補佐し業務を処理するとともに、代表理事があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により代表理事に事故あるときは、その職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 専任幹事は、代表理事及び副代表理事を補佐し事務局を総括し業務を施行する。
- 事務局長は、選任理事を補佐し事務局の業務を処理する。
- 理事は、理事会を構成し業務の執行を決定する。
- 監事は、民法第59条の職務を行う。
- 顧問は代表理事の求めに応じ、理事会および総会において会運営の助言及び提言を行う。

(任期等)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

- 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 顧問は代表理事が任命し、その任期は代表理事の任期に順ずるものとする。
- 第1項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日の最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第16条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、本人に弁明の機会を与えた上で、総会において会員の3分の2以上の同意を得てその役員を解任することができる。

(役員報酬)

第17条 役員はその総数の3分の1以下の範囲で、理事会の議により報酬を受けることができる。

2 役員には職務遂行に要した費用を弁償することができる。

(事務局)

第18条 この法人に事務局をおく。

2 事務局は事務局長及び事務局職員により構成する。

3 事務局長は理事をもって充て、その他の職員は理事会の承認を得て代表理事が任免する。

4 事務局職員の事務分掌等については代表理事が理事会の議を得て定める。

第6章 総 会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 役員を選任、解任及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第13条第6項の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第23条 総会は代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決するものとする。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成される。

(機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(4) 事務局の事務分掌に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事がこれを招集し定期にこれを開催する

2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会の5日前までに通知しなければならない。

(議決)

第33条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

(事業報告、決算、財産目録等)

第36条 代表理事は、事業年度終了後開催される定時総会の前に、前年度事業年度における次の資料を作成し、監事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 収支決算書
- (4) 財産目録

- 2 監事は前項の規定により、書類の提出を受けたときはその定時総会の前日までに意見書を代表理事に提出しなければならない。
- 3 代表理事は、前項の監事の意見書を添えて第1項の書類を前記の定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第44条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第47条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更・解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会に出席した会員の4分の3以上の同意を得、かつ法第25条第3項に規定する軽

微な事項を除いて所轄庁の認証を得て、改正することができる。

(解 散)

第50条 この法人は、法第31条に定めるところにより、解散する。

2 総会の議決を得て解散するときは、総会に出席した社員の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 法第31条第3項の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残有財産の帰属)

第51条 この法人が解散したときに、残存する財産は法第11条第3項に掲げる者のうち、総会により議決した者に譲渡する。

(合 併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公 告)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行うと共に、石巻かほくに掲載する。

第11章 雑則

(委 任)

第54条 この定款の実施に必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	高橋 寿
副代表理事	末永 勘二
専任幹事	高橋 武一
理事	相澤 悦郎
理事	古藤野 靖 (事務局長)
理事	渥美 秀明
理事	岩佐 泰啓
理事	水澤 長之
理事	阿部 靖
理事	宇角 安弘
理事	栗原 將光
理事	工藤 豊和
理事	齋藤 義樹
理事	川村 久美 (事務局)
監事	小野寺 豊
監事	長谷川 隆司

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から翌年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から翌年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

会員種別	入会金	年会費
正会員 (団体)	10,000 円	20,000 円
正会員 (個人)	5,000 円	10,000 円
賛助会員	10,000 円	20,000 円
一般会員	1,000 円	1,000 円

◆本定款は平成24年6月29日一部変更、施行する。

変更点は以下の通り

変更前	変更後
<p>第4章 会員及び賛助会員の種別 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(3) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。</p> <p>(4) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。</p> <p>(5) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。</p>	<p>第4章 会員及び賛助会員の種別 (種別)</p> <p>第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。</p> <p>(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。</p> <p>(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体。</p>
変更前	変更後
<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>3 1年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事会が認めるとき</p>	<p>(会員資格の喪失)</p> <p>第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。</p> <p>3 2年以上会費を滞納し、納入の意思がないと理事会が認めるとき</p>